

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成27年美浜町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 碓井議員、4番 北村議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付されていますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第2号 工事委託契約の変更について、以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出案件は以上です。

報告します。

議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

平成27年美浜町議会第2回臨時会に上程いたしました議案2件について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成27年10月1日から共済年金が厚生年金に統一され、一元化されました。これに伴い、消防団員が公務災害により支給される年金と公的な年金とが併給となる場合の規定

について、根拠となる法律の名称など字句の改正が必要となりましたので、条例の改正をお願いするものでございます。

なお、国の政令の公布日が9月30日だったため、9月議会には提案できなかったことをご了承願います。

議案第2号は、工事委託契約の変更についてでございます。

平成26年6月議会で議決をいただきました日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、和歌山県と協定書を締結の上、委託して建設工事を進めてまいりましたが、10月30日をもって事業が完成し、事業費が確定することとなりますので、協定書中の金額の減額変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案2件について一括して提案理由を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 日程第5 議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。

議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回、改正をお願いいたしますのは、公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について必要な改正を行うもので、平成24年に成立した被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月から施行されることで、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令においても所要の改正があり、平成27年9月30日公布され、同年10月1日から施行されたことに伴うもの、つまり10月1日から共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、本条例の関係部分の字句等を改正するものでございます。

なお、関連政令の公布が9月30日だったため、9月議会での上程が間に合わず、今回の臨時議会での上程となりましたことをご了承願います。

お手許にお配りしております新旧対照表につきましても、ご参照ください。

以下、改正内容でございますが、附則第6条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を改めます。

附則第6条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を改めます。

附則第6条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を改めます。

附則第6条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を「5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。」に改め、表を追加いたします。

附則第6条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削ります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用いたします。

経過措置として、「改正後の美浜町消防団員等公務災害補償条例附則第6条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。」とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田渕議員。

しばらく休憩します。その場で待機してください。

午前九時十二分休憩

———・———
午前九時二〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。田渕議員、続けてください。

○9番（田渕勝平君） ちょっと確かめるという意味で質問なんですけれども、この条例というのは、10月1日から公布するんでしょう。30日の日に国のほうから公布されてから、10月1日から適用と。今日は26日ですよ。そういう場合、確かに9月議会にかけられなかったという理由は理解できます。

しかし、こういう場合というのは、議案として出してくるのが適切なのか。いわゆる専決処分処理するなり、前もって臨時議会を開くなりという方法が適切じゃないかなと。議会の議決得られたら、当然、10月26日という数字が入ってくる。しかし、これは

10月1日から適用するというような、ちょっと矛盾したような空白期間というか、妙な重なった時間が出てくるので、そこら辺についての見解はどんなものですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 田渕議員の質問についてお答えします。

現在10月26日ということで、その遡りについていかなものかというような内容だったと思うんですが、この条例の適用については、後述の経過措置としまして、この適用日以前の適用になった場合は、旧条例の内容で対応するという経過措置のただし書きというのがありますので、この条例に適用する場合については、いずれにしても、10月1日を基準としまして、10月1日以前に適用対象になるのか、10月1日以降に対象になるのかということが基準になりますので、適用に対しては問題ないかと考えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） そのところは理解します、ここに経過措置というのを後につけてくれておりますので。

ただ、私が質問しているのは、そういう具体例があったときにどう対処するのかということ質問しているんじゃないしに、施行日が10月1日なら、専決処分として処分するほうが正しいのか、こうして議案として提出して、ここの議会の議決を得るのが正しいのか。本来、私の感覚からいったら、専決処分なり、その前に臨時議会を開く、こういう法令が施行されるというのがわかっている時点で臨時議会を先にするか、今になるとしたら、専決処分というような形で既に行っているほうが正しいんじゃないかなと思うので、そのところを確かめさせてくださいと言っているんです。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられるように、確かに専決もしくは臨時議会というのも検討はいたしました。

その中で、上部機関にも確認しましたところ、経過措置というのがありますので、公務災害の対象になった事故等が起きた日によって、適用する法律が明確に区分できるということで、急いでといいますか、急いで10月1日までに必ず議決しなくても、そこは経過措置でカバーできますのでという話でしたので、周辺市町の様子を聞いても、12月議会に出しますよというところが結構多いように聞いています。その中で、うちの場合は臨時議会がこうして開かれましたので、少しでも早い時期にということで、今回、提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第2号 工事委託契約の変更について、ご説明申し上げます。

平成26年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、平成26年6月議会において1億50,000千円で議決をいただき、同日付で和歌山県と協定書を締結の上、委託して建設工事等を進めてきているところであります。

平成26年度からの繰越予算に係る2つの工事が平成27年10月30日をもって完成する予定であり、このことにより平成26年度分の全ての事業費が確定することになりますので、和歌山県との間で締結している協定書中の金額を1億48,304,520円に減額変更し、事業費の精算を行う必要がある為、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年美浜町議会第2回臨時会を閉会します。

午前九時二十九分閉会